

議案第 35号 資料

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

1 経過

- (1) PTA 会費については、これまで保護者の振込手続きや手数料負担軽減などの観点から、多くの学校において、学校徴収金と合わせて口座引き落としをした後、教職員等が PTA の口座に振替の処理を行っている。
- (2) 本件については、令和3年3月5日付けの市民オンブズマン調査結果において、学校における事務取扱の改善が必要であるとの御指摘をいただいております、当該業務の取扱の改善が求められている。

2 規則改正について

- (1) PTA 会費の収納等に関する事務を明確化するため、「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」、「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則」、「川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則」の一部を改正する規則を制定する。

- (2) 改正にあたっては、それぞれの規則に以下の条文を追加し所要の整備を行うものとする。

(PTA 会費の収納等)

- 1 校長は、PTA（学校に在籍する児童等の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。）の代表者から市への委任に基づき、PTA 会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に関する事務（未納者に対する督促等に関するものを除く。）を処理するものとする。
- 2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定する PTA の会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。

- (3) なお、本規則改正後には、PTA 会費の取扱い等に関する要綱を制定し、円滑な業務の遂行に向け、学校及び PTA への周知・説明を行う。

令和3年3月5日付け 市民オンブズマン調査結果（抜粋）

市民オンブズマンとしては、PTA 会費を、本件学校が、諸費と併せて口座引落しの形で一括して集めていることの合理性については理解できますし、実際に、そのように集めている学校・PTA が大多数なのではないかと推察します。ただ、本件学校のように、PTA の独立の原則がありながら、学校が PTA 会費を集めることについて、保護者への明確な説明がなく、学校においても「以前からずっとこのように行っているもの」と認識している場合も少なからずあるのではないかと考えられます。そのような「慣習」として行われている関係においては、PTA と学校との委任関係や、そこから生ずる義務などについての、相互の認識のずれが生じ、連携がおろそかになりがちになるという問題点があるといえます。

さらに、市民オンブズマンは、本件で担当教職員が、本件 PTA が保護者に加入意思を問う前に、保護者から PTA 会費を引き落とししてしまったことは、この PTA が独立した別個の団体であり、学校として別個の団体から委任されていることの認識の薄さに関係しているのではないかと考えます。本件学校が、PTA の独立性と加入における任意性を意識していたならば、受任者として、保護者のうち誰が本件 PTA 会員であるかは注意を要する重要な事柄であるはずであり、不明な場合には、当然、受託した本件学校の方から本件 PTA に問い合わせなどを行うことになると思われるからです。

もともと、市としては、PTA と学校との委任関係の在り方などについて、一方の当事者である PTA の独立性を考慮して、問題があったとしても、学校と PTA との間で改善していくことが本来の姿で、直ちに市が介入すべきとまではいえないと考えるのかもしれませんが。

しかしながら、PTA 会費の徴収について、多くの PTA が、本件学校と本件 PTA のように、「慣習」として学校に委託しているという現状及び学校と PTA が協力体制にあるという事実を踏まえた上で、市民オンブズマンとしては、今後の学校と PTA とのより良い関係性を形成、維持するため、本申立てをきっかけとして、市が、学校による PTA 会費徴収について、PTA への任意参加の独立した団体であることを前提として、加入の自由や、PTA 会費の学校への委任関係につき、学校、PTA それぞれが適切に保護者に伝えているか、また、具体的に保護者へ通知する文書の内容及びそれらにおける留意点、個人情報保護についてなど、学校と PTA との関係で生じる問題について、市立学校全体の問題として認識し、今一度、法的に整理するとともに、本件引落としにおけると同様な問題がないかを調査し、問題点があるならば関連部門や保護者等への周知徹底及び事務取扱の改善を行ってほしいと思います。